

給付型幼稚園・認定こども園利用案内 (変更申請者用)



■入園後の認定内容の変更

入園後、家族構成や認定区分等認定内容が変更になる場合は、認定変更申請書の提出が必要です。

認定区分	変更内容（例）
1号認定	認定区分（1号→2号認定）、住所、保護者名、世帯構成
2号認定 3号認定	認定区分（2号→1号認定）、住所、保護者名、世帯構成、保育必要量（標準、短時間）、就労状況、妊娠・出産・育児休業、求職活動、保育事由（就労→疾病等）

■申請受付期間及び提出方法

＜変更受付期間＞

変更内容	受付期間
教育・保育給付1号認定から教育・保育給付2号認定への変更を希望する場合（市内園利用の場合）	変更を希望する月の前月10日まで ※10日が土日、祝日の場合はその前の平日まで
教育・保育給付1号認定から教育・保育給付2号認定への変更を希望する場合（市外園利用の場合）	園所在の市区町村の申込締切日1週間前まで
上記以外の内容の変更を希望する場合	変更を希望する月の前月20日頃まで ※急な変更の場合は、厚木市こども育成課まで

○1月から4月までの1号認定から2号認定への変更希望は、10月頃調査を行います。

＜受付場所・提出方法＞

市内園利用者	「変更申請必要書類」を揃え、内容を確認の上、受付期間内に <u>在園する幼稚園、認定こども園へ提出</u> してください。
市外園利用者	「変更申請必要書類」を揃え、内容を確認の上、 <u>在園する幼稚園、認定こども園又は厚木市こども育成課へ提出</u> してください。 1号認定から2号認定への変更を希望する場合は、 <u>事前に園所在の市区町村担当部署に申込締切日等を確認の上、締切日の1週間前までに、御提出ください。</u>

教育・保育給付認定及び施設等利用給付認定について

【教育・保育給付認定】

認定区分	対象となるこども	利用時間	対象
1号認定	満3歳以上の就学前のこども（2号認定除く）	教育時間（教育時間前後の預かり保育は別途料金あり）	① 認定こども園利用者 ② 給付型幼稚園利用者
2号認定	満3歳以上で、保護者の就労や疾病により保育を必要とするこども	教育時間及び保育が必要な場合はその前後の保育	認定こども園利用者
3号認定	満3歳未満で、保護者の就労や疾病により保育を必要とするこども	夕方までの保育	認定こども園利用者

【施設等利用給付認定】

認定区分	対象となるこども	補助範囲	対象
2号認定	4月1日時点の年齢が3歳以上で、保護者の就労等により保育を必要とする就学前のこども	預かり保育料（月11,300円まで）	①認定こども園（教育・保育給付2号除く）の預かり保育利用者 ②給付型幼稚園の預かり保育利用者
3号認定	市町村民税非課税世帯の満3歳児であり、保護者の就労等により保育を必要とするこども	預かり保育料（月16,300円まで）	①認定こども園（教育・保育給付3号除く）の預かり保育利用者 ②給付型幼稚園の預かり保育利用者

教育・保育給付1号認定で、施設等利用給付認定（預かり保育給付）の申請をする場合は、変更申請ではなく、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」を御提出ください。

■変更事項別必要書類

認定内容に変更が生じる場合は、「変更申請書」に次の必要書類を添えて、事前に変更事項を申請する必要があります。※保育を必要とする事由を確認する書類は、保護者（父・母）のものがが必要です。

教育・保育給付1号認定から教育・保育給付2号認定への変更希望の場合、以下の書類以外に、利用申込補助票・保育所等利用申込に関する確認書の提出が必要です。（提出がない場合、審査に影響があります。）

変更事項	添付が必要な書類	
認定区分・保育必要量 ※保育必要量は教育・保育認定のみ	○1号認定から2号認定→保育の必要性の事由により異なります。（P3を参照） ○保育必要量の変更（教育・保育認定のみ）→保育の必要性の事由により異なります。（P3を参照） ○2号認定から1号認定→添付必要書類はありません。	
市内住所変更	添付必要書類なし。	
保護者氏名	○保護者変更に伴い世帯構成の変更がある場合→「世帯構成」の必要書類を参照ください。 ○保護者変更に伴う世帯構成の変更がない場合→添付必要書類はありません。	
世帯構成	婚姻	① 個人番号届出書（新たに世帯に加わった方のみ） ② 婚姻相手の保育を必要とする事由の確認書類（就労証明書等） ※②は、各2・3号認定者のみ
	離婚	離婚成立した方：添付必要書類なし。離婚調停中の方：調停期日通知書の写し
	祖父母と同居	個々の状況により必要書類が異なりますので厚木市こども育成課へお問い合わせください。
	祖父母と別居	
就労状況 ※認定の内容（園の利用可能時間等）が変更になる可能性があります。	就職・転職	○新しい就労先の就労証明書
	退職	○退職後、求職活動をする→①求職に関する申立書 ②ハローワーク受付票等 ○退職後、転職先内定→就労証明書 ○退職後、園を退園又は1号認定で利用→添付必要書類はありません。 ○退職後、転職先が決定している→新しい就労先の就労証明書
	産休・育休	○出産後育児休業を取得 →①就労証明書 ②育児休業給付金支給決定通知等（届き次第）
	その他	○就労日数や就労時間の変更→変更後の就労証明書
妊娠した	母子手帳の表紙と出産予定日を確認できるページの写し	
出産した	共通必要書類	母子手帳の表紙と出産日を確認できるページの写し
	ケース別必要書類	○出産後、育児休業を取得 →①就労証明書 ②育児休業給付金支給決定通知等（届き次第） ○出産後、育児休業を取らずに復帰→復職後に就労証明書を提出 ○産休後、育児休業を取らないため園を退園又は1号認定で利用 →添付必要書類はありません。 ○産休後、求職活動をする→①求職に関する申立書②ハローワーク受付票等
求職活動中の支給認定期間更新	①求職に関する申立書 ②ハローワーク受付票等 ※入所保留中の方のみ	
その他	個々の状況により必要書類が異なるため、厚木市こども育成課へお問い合わせください。	



■保育の必要性、保育必要量、利用可能期間及び必要書類（P2 補足）

保育を必要とする事由によって、利用可能期間、必要書類が異なります。

また、教育・保育給付認定は、保育の必要量（時間）によって「保育標準時間認定」又は「保育短時間認定」に区分され、認定できる保育必要量区分が異なります。

※●原則 ○状況に応じて

保育を必要とする事由			必要書類		保育必要量		利用可能期間
					標準	短時間	
1	就労	会社勤務	就労証明書		●	●	就労する期間 ※就労時間は、休憩、時間外労働等を除いた雇用契約上の実働時間で判定します。 就労要件の場合、最低基準（月 64 時間以上・週 4 日以上（施設等利用給付認定は月 64 時間以上））を満たす就労（内定）証明が必要となります。最低基準に満たない場合は、就労証明書ではなく申立書（求職中）を御提出ください。
		変則勤務	就労証明書、シフト表				
		自営	就労証明書 確定申告書や個人事業届等の写し				
		居宅内（内職）	就労証明書 出来高証明書・納品書等の写し				
		育児休業から復帰	就労証明書、育児休業復職申立書、 育児休業給付金支給決定通知書又は 雇用保険被保険者証の写し等育児休業 を取得していることがわかる書類				
2	妊娠・出産		母子手帳の表紙と出産予定日を確認 できるページの写し		●	○	出産（予定）日前 8 週を含む月の初 日から、後 8 週間を経過する日の翌 日を含む月の月末までの期間
3	疾病・障がい		疾病・負傷申立書、障害者手帳、介 護保険被保険者証の写し又は診断書		○	●	治療に要する期間
4	介護・看護		介護・看護申立書、障害者手帳/介護 保険被保険者証の写し又は診断書		●	●	介護に要する期間 ※同居親族に 限ります。
5	災害復旧		り災証明書等		●	—	災害復旧に要する期間
6	求職活動中		求職活動申立書、ハローワーク受付 票等		—	●	2 か月が経過する日を含む月の月 末までの期間
7	就学		在学証明書及び授業時間割		●	●	修了予定日が属する月の月末まで の期間 ※学校教育法に規定する学校、 専修学校や職業能力開発促進法に規定す る職業訓練等
8	虐待・DV		配偶者からの暴力被害者の保護に関 する証明等の写し		●	—	保護を要する期間
9	育児休業中の 在園児継続利用		・ 就労証明書 ・ 育児休業給付金支給決定通知等 ・ 育児休業延長に係る保育所等利用 申出書※右欄①の期間を延長する場 合に必要		—	●	育児休業取得時の在籍クラスが、 ① 3 歳クラス以下：生まれてきたこ どもの 1 歳の誕生日の前日を含む月 の月末までの期間 ② 4 歳クラス以上：職場復帰までの 期間

○保育を必要とする事由を確認する書類は、保護者（父・母）のものが必要になります。

○2号認定入園者は、在園中に保育の必要性がなくなった場合、1号認定に変更となります。

○提出された書類は返却できませんので、コピーが必要な方は事前に御用意ください。

○期日までに書類が整わない場合は、申請を受理できません。

○保育料や支給認定証の内容（施設の利用可能時間等）が変更になる可能性があります。

○申請書類等は、厚木市ホームページからもダウンロードできます。

厚木市 HP→



【教育・保育給付認定の保育必要量区分】※認定こども園のみ

保育必要量区分	利用可能条件・時間	備考
保育標準時間認定	●月 120 時間程度・週 4 日以上就労等の事由により、1 日あたり最長 11 時間の保育を必要とする場合 ●7 時 30 分から 18 時 30 分までの間で、保育が必要な時間	主にフルタイムの就労を想定
保育短時間認定	●月 64 時間以上・週 4 日以上就労等の事由により、1 日あたり最長 8 時間の保育を必要とする場合 ●開始時間、終了時間は園によって異なり、8 時間の中で必要な時間	主に短時間のパートタイム就労を想定

■育児休業取得時における 2 号・3 号認定の継続利用

入園後に保護者が出産して育児休業を取得すると、保護者が在宅するため保育を必要とする事由がなくなりますが、児童の生育環境の変化を考慮し、2 号・3 号認定で継続して利用することができます。

○継続利用ができる期間は、育児休業取得時に在籍しているクラス年齢によって異なります。

○育児休業を切り上げる予定の方は、就労証明書にその旨を記入してください。

○1 号認定に変更することも可能です。（夕方までの預かりは、別途預かり保育を利用）

○3 歳クラス以下において、育児休業に係るこどもの満 1 歳を迎える月の利用申請を行ったにも関わらず、入所保留となった場合に限り、翌年度 5 月 15 日までに復職することを条件に、在籍児童の入所継続利用期間を翌年度 4 月末まで延長することができます。

○育児休業の復職（予定）日によって、育児休業に係るこどもの入園希望等ができる月が決まります。

1 日～15 日付の復職	復職月の前月 1 日以降入園の申込み可能 例）5 月 1 日復職→4 月 1 日から入園可能
16 日～31 日付の復職	復職月の当月 1 日以降入園の申込み可能 例）5 月 16 日復職→5 月 1 日から入園可能



■その他注意事項

○施設等利用給付認定 2・3 号の申請をする場合は、変更申請書ではなく、「子育てのための施設等利用給付認定申請書」が必要です。

○認定区分ごとの定員によっては、変更できない場合もあります。（認定こども園のみ）

○世帯の構成（婚姻・離婚・祖父母と同居又は別居）に変更がある場合、副食費の免除判定が変わることがあります。

○市外に転出する場合は、事前に園へ申し出を行っていただくとともに、引き続き在園中の園を利用する場合は、転出先の市区町村を通して改めて必要な手続きを行ってください。

【参考】変更申請書の提出が必要な場合「●」

項目	教育・保育給付認定			施設等利用給付認定	
	1 号	2 号	3 号	2 号	3 号
住所・保護者名・世帯構成の変更					
保育事由（就労等）の変更	—				
保育必要量の変更	—			—	—
教 1 号→教 2 号、教 2 号→教 1 号の変更				—	
施 2・3 号の申請	変更申請ではなく、施設等利用給付認定申請書				
施 2・3 号の取下げ	—				

◇教育・保育給付認定・・・教 ◇施設等利用給付認定・・・施

お問い合わせ先 厚木市こども育成課こども政策係

【電話】(046) 225-2262 【FAX】(046) 225-4612

